# 法定外公共物占用等許可申請の手引き

八戸市法定外公共物管理条例第5条の規定による法定外公共物占用等許可申請を行う場合は、八戸市法定外公共物管理条例施行規則第2条に定めるとおり、下記の書類を提出してください。

標準処理期間は、閉庁日を除き10日です。事務処理(他機関との協議等)の都合上、短期間で許可することはできませんので、工事着手予定日まで余裕を持って申請してください。

## 1. 提出書類

•••各1部

- ①許可申請書(別記第1号様式)
- ②添付書類 ※A~Fまでは必須

A. 工事施行遵守事項 <申請者と施工業者の記名・押印>

B. 位置図 <縮尺が1/12.500程度>

C. 案内図 <縮尺が1/500~1/1, 500程度>

D. 公図 <農道・水路の場合>

E. 工事仕様書 < (現況と計画)平面図・断面図・構造図>

※平面図には方位を記載すること

F. 現況写真 <占用箇所を明示>

G. 舗装復旧図 <工事仕様書に記載している場合は省略可>

H. 念書 <下請け等で施工業者が2者以上となる場合>

I. 土地改良区の同意書 <土地改良区内の場合>

J.占用料等減免申請書 (別記第5号様式) <減免対象の物件の場合>

K. その他 <必要と認められる場合>

## 2. 許可書の交付

許可後は、申請者へ電話連絡をしますので、処理状況についての問い合わせや連絡前の来庁はご遠慮ください。

## 3. 占用工事の施工

道路上で工事を行う場合は、工事着手する前に、八戸警察署長から道路 交通法第77条に基づく道路使用許可を受けてください。

### 4. 原状回復届

工事完了後は、7日以内に原状回復届(別記第9号様式)を1部提出してください。

(上記1のC・Eと工事写真(着工前・工事中・完成)を添付)

## くお問合せ先>

八戸市内丸一丁目1-1 市庁別館8階

建設部 道路維持課 道路占用グループ

電話 0178-43-2111 (内線 4512・4511)